



平成22年12月10日

各 位

会 社 名 株式会社TOKAI  
(登記社名 株式会社ザ・トーカイ)  
代 表 者 名 代表取締役社長 西郷 正男  
(コード番号 8134 東証・名証各第1部)  
問 合 せ 先 常務執行役員総務部長 望月 廣  
(T E L 054-254-8181)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年12月10日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成23年1月21日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款の一部変更の理由

当社は、平成22年11月18日付「株式会社TOKAIと株式会社ビック東海との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、平成22年11月18日開催の取締役会において、当社と株式会社ビック東海との株式移転による共同持株会社設立（以下、「本株式移転」といいます。）を行うための「株式移転による完全親会社設立の件」（以下、「本株式移転議案」といいます。）を本臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本株式移転議案が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります（以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認されること、平成23年3月30日までに本株式移転の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成23年3月31日にその効力を生じるものといたします。

### 2. 定款の一部変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第14条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>	(削除)
第15条 ～ 第49条 (条文省略)	第14条 ～ 第48条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日	平成 23 年 1 月 21 日 (金)
定款一部変更の効力発生日	平成 23 年 3 月 31 日 (木)

以上

(ご参考)

平成 23 年 3 月期 (平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで) の剰余金の配当 (期末配当) につきましては、現行定款第 47 条 (本定款変更後の第 46 条) に従い、平成 23 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対し、当社からお支払する予定でございます。